

令和2年2月定例会

請願・陳情參考資料

(令和2年2月25日)

危機管理局

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-10 (2.2.20)	危機管理局	<p>島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等が PAZ 圏内の住民同様に被ばくしないで避難できる具体的な対策についての陳情</p> <p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山中 幸子</p> <p>【陳情の要旨】</p> <p>鳥取県として、島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等においても、PAZ 圏内の住民同様、被ばくしないで避難できる具体的な対策をとること。</p>	<p>①避難開始のタイミングの違い</p> <p>【現状】</p> <p>1 国の原子力災害対策指針の原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影响のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことにあり、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、PAZ 圏内の施設に近い住民は、プルームによる内部被ばくだけではなく、プルームや沈着核種からの高線量の外部被ばくを含めた影響を避けるため、放射性物質が放出される前から予防的に避難することを基本として考えるべきとされている。</p> <p>2 比較的施設から距離の離れた UPZ 圏内においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも屋内退避は有効であり、まずは屋内退避をとることを基本とすべきとされている。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>指針の避難のタイミングにおける防護措置を判断する空間線量の値は、乳幼児や妊産婦が考慮されている国際基準よりも安全な値とされているが、年齢が低いほど健康影響のリスクが高くなることから、屋内退避、安定ヨウ素剤の優先服用、バスの優先乗車等の優先避難の配慮を行うこととなっており、県の避難計画でもそのような配慮を行っているところ。</p> <p>②安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用する機会の違い</p> <p>【現状】</p> <p>1 原子力規制委員会の原子力災害対策指針等による取扱いは以下のとおり。</p> <p>(1) PAZ (概ね 5km 圏内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から住民全員に安定ヨウ素剤を事前配布する。 <p>(2) UPZ (5km~30km 圏内) <u>※境港市及び米子市の一部地域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害発生時に避難等が必要な住民に安定ヨウ素剤を緊急配布する。 ・但し、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが

		<p>困難と想定される地域等で、地方公共団体が必要と判断する場合は、事前配布を行うことが可能である。</p> <p>2 安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくには効果があるが、放射性ヨウ素以外の放射性物質や外部被ばくには効果がないので、状況に応じて避難、屋内退避などの防護措置と組み合わせて活用することが重要である。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>1 県と米子市及び境港市は、平成30年度からUPZ圏内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で、希望される方に対して事前配布を実施しており、令和元年度は両市で計6回の事前配布説明会を開催し、103人に配布。(平成30年度は228人に配布)</p> <p>2 本県の安定ヨウ素剤の事前配布について、県及両市のホームページや市報への掲載に加え、制度周知用のチラシを県及び両市の窓口や小学校・中学校等の保護者に配布するなど周知に努めている。</p>
--	--	--

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-11 (2.2.20)	危機管理局	<p>原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書の提出についての陳情</p> <p>えねみら・とつとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山中 幸子</p> <p>【陳情の要旨】</p> <p>鳥取県議会から国に対して、原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書を提出すること。</p>	<p>○原子力規制委員会は、被ばくによる確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを最小限とするものとして、原子力災害発生1週間以内の被ばく線量の水準として「事前対策めやす線量」を示し、IAEA（国際原子力機関）が定めた原子力災害対策を実施するめやすとなる被ばく量の基準に基づき、1週間で実効線量 100 mSv（ミリシーベルト）としている。</p> <p>○この値は、原子力災害対策の基本的目標として避難行動などを伴う緊急防護措置に関する値であり、保守的な値を設定することで無理な避難等を行う弊害の可能性を低減させ、できる限り被ばく線量を少なくするものであって、はじめから 100 mSv を許容しているわけではない。</p> <p>○OPZ内の一時移転においては、IAEAは年間の実効線量 100 mSv 以内で実施するとしているが、日本では福島第一原子力発電所事故の教訓から $20 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以内で実施することとしている。これは、年間の実効線量 20 mSv に相当し、IAEAの5分の1の設定値となる。</p> <p>○県の避難計画では、国の原子力災害対策指針に基づき、まずは有効とされる屋内退避を行い、その後モニタリング結果により必要であれば避難することにより、さらにできるだけ放射線被ばくを低減することとしている。</p>

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-12 (2.2.20)	危機管理局	<p>放射能汚染された除去土壤（除染土）の再利用（処分・拡散）を全国で進める環境省令案の再考を求める意見書の提出についての陳情</p> <p>えねみら・とつとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山中 幸子</p> <p>【陳情の要旨】</p> <p>鳥取県議会から国に対して、除去土壤の再利用を進める環境省令案について再考を求める意見書を提出すること。</p>	<p>○福島第一原発事故の放射性物質により汚染された地域は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、2018年3月までに面的除染を完了し、現在仮置き場等で一時的に管理されている除去土壤等を安全に集中管理・保管するため、中間貯蔵施設へ搬入する作業が進められている。</p> <p>○福島県内の除去土壤等は、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分することとされており、大量の除去土壤等を安全に減らし、再生資源として利用するため、環境省の専門家による再生利用のための安全評価に関する議論や除去土壤等の減容・再生利用の技術開発の実証事業で得られた科学的知見を踏まえ、除去土壤等の再生利用の基準となる「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令（案）」の改正手続きが行われている。</p> <p>○今後、国は再生利用することの必要性やその社会性が社会的に受け入れられるとともに、仕組みとして社会に実装されるための環境整備を地元の理解を得て行うとしている。</p>